

個人再生手続とは？

～個人の生活の立て直しを目指して～

OLをしている私の趣味は、旅行とショッピング。つつい度が過ぎてしまい、気が付くと11社に合計600万円もの借金をつくってしまいました。



Aさん（25歳）

毎月18万円の返済は、年収約400万円の私ではやり繰りできず、支払ができなかったこともこれまでに何度かあります。

夫とは離婚し、育ち盛りの2人の子供と生活しています。離婚してしばらくは生活費が不足し、借金を繰り返したため、現在、10社に約500万円の借金があります。



Bさん（42歳）

最近は安定した収入のある仕事に就職できたので、借金を計画的に返していきたいのですが…。毎月一定の収入があるとはいえ、毎月の返済額は12万円もあり、支払は滞りがちです。

サラリーマンの私は、ローンで購入した自宅と妻と2人暮らし。住宅ローンは毎月約12万円支払っていて、残高は約1500万円です。

最近、息子の事業が失敗し、保証人である私が、約800万円の保証債務を負うことになり、住宅ローンとは別に毎月約20万円も支払わなければならなくなりました。



Cさん（55歳）

私の収入では、住宅ローンと保証債務を合わせて返済することはできませんが、自宅は手放したくありません。



少しずつでも負債を返済していけるのであれば、個人再生手続を利用することができるかもしれません。

コジサイセイテツキ???

ええ、「個人再生手続」は、債務を整理し、生活を建て直すために利用できる裁判所の手続の1つです。住宅ローンを除いた借金などの総額が5000万円以下で、将来の継続的な収入のある個人が利用できます。

今後も、収入は継続して得られる予定ですから、手続は利用できそうですね。



返済案（再生計画案）とは？



どのように債務を整理するのですか？



債務者は自分で返済案を作らなければなりません。返済案のことを法律では「再生計画案」といい、法律で定められたいくつかの条件を満たすものでなければなりません。

その条件とは何ですか？



いくつかの条件が法律に定められていますが、ここでは2つの大きなポイントだけ説明します。

1 法律で定められた最低返済額以上の返済額を定めた支払計画となっていること

最低返済額は、「現在の借金などの総額」に着目した場合、おおよその目安として、次のようになります。

借金などの総額が	最低返済額
100万円未満の人	借金などの総額全部
100万円以上500万円以下の人	100万円
500万円を超え1500万円以下の人	借金などの総額の1/5
1500万円を超え3000万円以下の人	300万円
3000万円を超え5000万円以下の人	借金などの総額の1/10

つまり、500万円の借金などがある人は、100万円を支払えば、残りの400万円を免除してもらえるということです。しかし、返済総額を定める条件は他にもあり、それらの条件との兼ね合いで返済総額が決まります。

2 返済総額を分割して、原則3年間、3か月に1回以上の分割払をすること

※ なお、債務者が作成した再生計画案が、正式な再生計画となるためには、債権者の2分の1以上の反対がないことや裁判所の認可を得ることが必要となります。

いろいろな決まりがありますね。自分の収入からきちんと返済できて、債権者からも反対されないような内容の再生計画案を作成する必要があるんですね。



100万円を返済する計画でいきたいけれども、具体的にどういう案にすればいいのかしら？書類を書くことも苦手だし、仕事と育児で忙しくて、時間もないしね。



毎月の支払の負担は相当軽減されそうだが、自分だけで再生計画案を作るのは難しそうだ。作成は誰かに相談したほうがよさそうだな。



再生計画の履行



自分でつくった借金の額に途方に暮れていましたが、返済の目処をたてることができ、無理せずに返済をしていけそうです！

【再生計画】
〔返済総額〕 120万円
〔毎月〕 3万4000円
〔返済期間〕 3年間



家族3人で新しいスタートを切ります！
両親に心配かけることなく、これから増える子供の教育費も払っていけそうです。

【再生計画】
〔返済総額〕 100万円
〔毎月〕 2万9000円
〔返済期間〕 3年間



住宅ローンの返済も含めた再生計画が認められ、自宅を手放すことなく生活を立て直すことができそうです。
個人再生手続を申し立てる前に、住宅ローン債権者と協議し、契約を変更できたので助かりました。

【再生計画】
◆保証債務について
〔返済総額〕 160万円
〔毎月〕 4万4000円
〔返済期間〕 3年間
◆住宅ローンについて
〔支払条件〕 変更した契約の内容どおり



個人再生手続を利用して、生活の立て直しをすることができました！



《おわりに》

- ※ 個人再生手続は、強制的に債権者の権利を変更するものなので、債務者は認められた再生計画に従い、責任を持って支払をしなければなりません。
- ※ 再生計画に従った返済がされない場合などには、再生計画が取り消されることがあります。
- ※ 個人再生手続は、申立人である債務者が主体的に手続に関与し、申立書や再生計画案など、法律の要件を満たした様々な書類を所定の期間内に提出しなければなりません。これらの書類の作成に当たっては法律の知識も必要になりますので、必要に応じて、弁護士などの法律の専門家に相談することを検討してください。

★個人再生手続をもっと詳しく知りたい方へ★

- ◆ウェブサイトもご覧ください。
裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>)
 - ・「裁判手続の案内」 > 「裁判所が扱う事件：民事事件」
 - ・「裁判手続の案内」 > 「裁判手続についてのQ&A：民事事件Q&A」
- ◆リーフレットもご覧ください。
個人再生手続についてのリーフレット「再生手続開始の申立てをされる方のために（個人債務者用）」が各地の地方裁判所に備え置かれているほか、上記ウェブサイトにも掲載されています。
- ◆申立ての際には、申立書のほかにいろいろな資料の提出が必要となります。
必要な書類などご不明な点がある場合には、各地の地方裁判所の窓口でお尋ねください。